

犯罪です！ ゴみの不法投棄

緑の自然環境が 泣いています
不法投棄は「自分さえ良ければ・・・」の 身勝手な行為です

次世代につなごう 自然あふれる三芳の環境

ゴミの不法投棄は 犯罪です！

緑あふれる雑木林の道路脇、農道や空き地など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が依然として後を絶ちません。不法投棄は、自然環境を損ねるほか、土壌の汚染など環境への影響も心配されます。

町では不法投棄をなくすため、環境パトロールや警告看板の設置などで防止に努めていますが、「自分さえ良ければ・・・」の公共マナーを欠いた身勝手な行為は、絶対に許されません。

ルールを守らずに、ごみを道路脇や空き地などに捨てることは重大な犯罪（※1）です。

※1 不法投棄の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）・・・個人の場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金。法人の場合は、1億円以下の罰金。（いずれも未遂を含む）

不法投棄されにくい

環境づくりにご協力ください

土地の占有者や管理者の方は不法投棄されにくい環境を自ら整えていただくことが重要です。

周囲に柵等で囲いを設置したり、草刈りや枝おろしを行って視界を確保したり、定期的に見回って状況確認するなど、不法投棄の防止策を講じてください。

私有地等に不法投棄された場合は、管理者の責任によって自ら廃棄物の処分をしなくてはなりません。町が不法投棄物を撤去することはできません。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

清潔の保持・・・土地または建物の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

ゴミの不法投棄を発見した場合は・・・

①不法投棄物 ②日時 ③場所 ④不法投棄者の特徴（車のナンバー・車種など）などの情報を環境課へご連絡ください。皆さんからの連絡により、早期対応が可能となります。ご協力をお願いします。

町では、不法投棄されたごみの中から、捨てた人の手がかりを探し、悪質な場合には警察とも連携し、厳しく指導を行っています。

防犯警戒中
不法投棄
禁止

連絡先

三芳町役場 環境課 環境対策担当

電話 049-258-0019